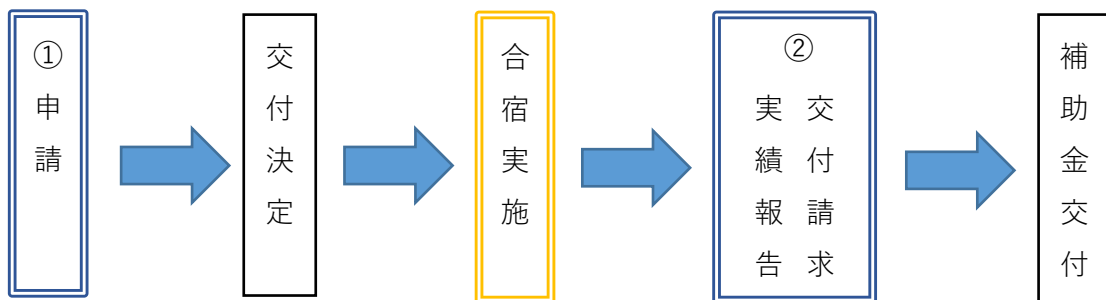


スポーツ・文化関連合宿等誘致事業補助金

兵庫県内で少雪の影響を受けた地域でのスポーツ・文化関連合宿等を行う団体に対し助成します。

補助対象者	兵庫県内外の学生・社会人の団体
対象事業	<p>以下の補助対象事業となる条件をすべて満たすスポーツ・文化合宿又はワーケーションのために2人以上で宿泊する団体</p> <p>(1) 次の対象地域内の宿泊施設に宿泊すること ※宿泊施設の形態は不問（ホテル・旅館・コテージ・キャンプ場等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 神河町 ・ 宍粟市 ・ 豊岡市日高町 ・ 養父市 ・ 香美町小代区 ・ 香美町村岡区 ・ 新温泉町 <p>(2) 延べ宿泊数が5泊以上であること</p> <p>(3) 令和2年11月30日までにチェックアウトするものであること</p> <p>ただし、以下のいずれかに該当する場合は対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政治団体又は宗教団体が主催し、又は共催するもの ・ 国又は地方公共団体が主催し、又は共催するもの ・ 自然学校や修学旅行等の授業の一環として実施される学校行事 （部活動やクラブ・サークル活動における合宿は補助対象とします。） ・ 営利を目的とする入場券等を販売するもの ・ その他理事長が適切でないとするもの
補助金額	延べ宿泊数に2,000円を乗じて得た額と宿泊にかかった費用のいずれか少ない額 (1回の補助金額上限30万円)
補助対象期間	令和2年11月30日チェックアウト分まで ※ただし予算に達した時点で募集終了
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ ツーリズムバスを含めた他の補助金と併用可 ・ 同一団体でも期間内に複数回利用可 ・ 団体から依頼を受けて手配した旅行会社からの申請可

補助金交付までの流れ



**合宿開始の
7日前まで**

【必要書類】

交付申請書（様式第1号）

**合宿終了から
14日以内**

【必要書類】

実績報告書兼請求書（様式第5号）

宿泊費用と延べ宿泊数が確認できるもの

委任状 { 振込口座が団体の代表者名義または
団体名義以外の場合のみ必要 }